

## 御浜町役場本庁舎警備業務委託公募型プロポーザル 実施要領

### 1. 目的

御浜町(以下「町」という。)は、御浜町役場本庁舎の宿日直(常駐警備)及び機械警備業務委託(以下「御浜町役場本庁舎警備業務委託」)を実施するに当たって、公募型簡易プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により委託業者を選定する場合の手続き等について必要な事項を定める。

### 2. 業務の概要

(1)業務の名称 御浜町役場本庁舎警備業務委託

(2)業務場所 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地1

(3)業務の内容 別紙「仕様書」のとおり

(4)委託期間 令和7年10月1日～令和12年9月30日

(5)提案上限額 46,728千円(税込)

※この金額は単に本業務に係る予算規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

### 3. 事業者選定方式

企画提案書の公募によるプロポーザル方式

### 4. 参加有資格者

プロポーザルの参加有資格要件は、以下の条件をすべて満たしている者とする。

なお、資格要件の確認基準日は、本業務の募集開始日とし契約締結までの期間に資格要件を欠くような事態が生じた場合は、契約締結は行わないものとする。

①警備業法(昭和47年法律第117号)第4条に基づく公安委員会の認定をうけていること。

②当該業務を履行するにあたり、適切な業務が遂行できる者であること。

③御浜町へ警備業務の業者登録を行っていること。

④地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

⑤地方公共団体からの受託により、過去5年以内に本件と同様の業務を実施し、かつ、その実績を確認及び証明できる契約を有すること。なお、実績については現在業務実施中のものも含むものとし、また、本社、支店又は営業所等を問わず事業者全体としての実績を含むものとする。

⑥国税及び地方税及び御浜町が賦課徴収するすべての税において未納のない者であること。

⑦当町から指名停止を受けている期間中でないこと。

⑧私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触していないこと。

## 5. プロポーザル 主要スケジュール

内容	日程
実施要領等の町HPでの公表	7月2日
質問書への回答期限	7月11日
提案書提出期限	7月22日
プレゼンテーション及びヒアリング	7月25日～7月31日
審査結果通知	8月上旬
業務の開始	令和7年10月1日

※上記のスケジュールは、状況によって変更する場合があります。

## 6. 担当課

御浜町役場 総務課 総務係 担当:崎上野  
〒519-5292  
三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地1  
TEL 05979-3-0505  
FAX 05979-2-3502  
MAIL m-soumu@town.mihama.mie.jp

## 7. 応募方法及び提案書類の提出について

見積書及び提案書を提出する際は、「御浜町役場本庁舎警備業務委託仕様書」の内容を踏まえ次のとおり書類を提出すること。

### (1) 提出書類一覧

- ① 企画提案書等届出書(様式第1号)
- ② 企画提案書(任意様式 A4 で10枚以内)
  1. 会社概要について(会社パンフレット等がある場合は併せて提出すること)
  2. 業務運用体制について(業務統括者、又は、業務責任者の資格や実績、警備員予定人員等)
  3. 警備員の教育、指導管理体制について
  4. その他(別紙仕様書の内容を踏まえ、プロポーザル参加者からの独自の提案により警備業務の上を図ることができる独自提案)
- ③ 見積書(様式第2号)総額を60等分した額(月額)についても明示すること
- ④ 実績届出書(様式第3号)  
(実績届出書の代わりに契約書の写し、履行確認書の写し等で契約の履行が確認できる場合、写しの提出でも可)
- ⑤ 納税証明書 ※3か月以内に発行のもの  
(法人税、消費税、当町の町税について未納がないことを証明するもの。当町の町税については、当町に課税義務がある場合のみ)

(2) 提出部数 正本1部 副本(写し)5部

(3) 提出期限 令和7年7月22日(火)の役場業務時間内(8時30分～17時15分)までに提出してください。

(4) 提出場所 御浜町役場 総務課 (6. 担当課と同じ場所)

(5) 見積書等について

- ① 提案価格 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を除いた金額を記載してください。また、常駐警備と機械警備と内訳がわかるように記載してください。
- ② 上限額 見積書記載の上限額は2. 業務の概要(5)の提案上限額とし、この上限額を超える見積書の提出は失格となりますのでご注意ください。

(6) 提出書類の取扱い等

- ① プロポーザルに関し、提出された提案書類等は一切返却いたしません。
- ② プロポーザルの参加に関する一切の費用は、参加者の負担と致します。
- ③ 提案書及び見積書の修正又は差し替え等は一切認めません。
- ④ 提出された書類は、このプロポーザルに必要な場合、その写しを作成し使用することができるものとします。
- ⑤ 最優秀候補者として優先交渉権者となった場合、提出された見積書は、原則として契約締結用に提出された見積書として取り扱い、見積書記載の価格に消費税等を加算した金額を契約金額とします。

8. 審査方法について

(1) 選定方法

町は、御浜町役場本庁舎警備業務委託プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という)を設置し審査する。

選定委員会は、書類審査及びプレゼンテーションを実施し、総合的に審査した結果、最も優れたものを優先交渉権者として選定する。その審査結果を町は各参加者に通知する。

なお、本プロポーザルに参加希望者が1社であっても同様とする。

(2) 書類審査

提出を受けた書類について、これを審査し、参加資格の有無を決定する。

書類審査においては、提案に係る見積額が、実施要領に定める予算額の上限を超える場合、又は、提出書類に著しい不備が認められた場合においては、本プロポーザルに参加資格がないものと決定する。参加資格がないと決定したのものについては、書面により通知するものとする。

(3) プレゼンテーション

① 日時、場所が決定次第別途連絡

(令和7年7月25日(金)～令和7年7月31日(木)を予定)

② 時間:1事業者につき50分程度

(40分程度のプレゼンテーション後、10分程度の質疑を行う)

③ 留意事項:提案書のプレゼンテーションの順番は、本町において決定するものとし、出席者は各社3人までとする。

(4) 審査項目

① 業務運用(警備)体制

② 教育、指導管理体制

③ 独自提案

(別紙仕様書の内容を踏まえ、プロポーザル参加者からの独自の提案により警備業務の向上を図ることができる提案)

④ 見積額

(5) 契約予定者の選定

審査の結果、評価点の合計が最も高い提案者を契約予定者として選定する。  
ただし、最高得点参加者が複数ある場合は、選定委員会の議決により選定する。

(6) 審査結果の通知

審査結果は、各参加者に対して文書で通知する。  
なお、審査結果についての異議申し立ては、一切認めない。

(7) 契約締結について

本町が選定した優先交渉権者と協議を行い、御浜町契約規則に基づいて契約を締結するものとする。その際、企画提案書等に記載された項目は、契約時に仕様書に反映するものとする。

ただし、本事業の目的達成のため、本町と優先交渉者との協議により契約締結段階において項目の追加、変更、削除を行えるものとする。したがって、優先交渉権者の決定をもって、企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。

9. 審査結果等の通知及び公表

審査結果は、すべての参加事業者に文書にて通知する。

10. 提案等の無効及び辞退

(1) 以下のいずれかに該当する場合、企画提案は無効又は辞退とする。

- ①参加資格のない者が行った提案
- ②提案書等その他一切の書類に虚偽の記載をした者が行った提案
- ③記載事項が不明なもの又は企画提案書に記名押印のないもの
- ④提案書類が不足している時
- ⑤その他配布資料等において示した応募に関する条件に違反したとき
- ⑥提案書受付締切日までに提案されない又は到着しないとき
- ⑦その他、当町の指示した事項に違反したとき

(2) 当プロポーザルへの参加・不参加及び辞退は自由であり、不参加・辞退に対する不利益な扱いは行わない。

ただし、辞退する場合は、できるだけ早い段階で辞退する旨を担当課へ報告すること。

11. 質問等の受付及び回答

本業務の概要や要領、仕様書の内容等について質問等がある場合は、下記のとおり質問書を提出し当町から回答する。

(1) 質問書(様式第4号)

(2) 提出方法

電子メールで送信後、電話にて連絡をすること。

※メールアドレスは、6. 担当課に記載。質問の内容について電話等で確認することがある。

(3) 提出期限

令和7年7月9日(水)午後3時まで(必着)

(4) 回答

受け付けた質問書に対する回答は、令和7年7月11日(金)に当町HPに掲載します。